

子どもの育ち支援センター新館スマートフォン導入仕様書

1 件名

子どもの育ち支援センター新館スマートフォン導入

2 調達目的

子どもの育ち支援センター新館において専門職の連携推進等を目的としてフリーアドレスを導入するほか、訪問支援のための外出先等での電話の発着信に対応するため、内線電話として業務用携帯電話端末を導入する。

3 調達物品及び数量

(1) FMC サービス導入に係るシステム構築

- ・ FMC サービス機器 一式

(2) FMC サービス及び機器に係る保守

(3) 携帯電話端末の賃貸借

- ・ 携帯電話端末 Android スマートフォン 164 台
- ・ 携帯電話端末を使用するにあたり必要な充電器等附属品 一式（端末台数分）

(4) 携帯電話端末保守サービス

(5) 携帯電話で利用するアプリ Mobile Device Management（以下、「MDM」という）の導入

(6) 共通電話帳アプリの導入

4 契約期間

① FMC サービス導入に係るシステム構築

契約開始日から令和 8 年 3 月 31 日

※建物内での作業は契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日のうち発注者が指定する日とする。

※令和 8 年 3 月 16 日から子どもの育ち支援センター新館での業務を開始する予定としているため、同日までにスマートフォン及び FMC サービスを利用できるよう構築作業を行うこと。

（事務所移転予定日：令和 8 年 3 月 14 日・15 日）

（子どもの育ち支援センター新館内 PBX 稼働予定日：令和 8 年 3 月 15 日）

② FMC サービス機器に係る保守

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日

③ 携帯電話端末の賃貸借

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日

④ 携帯電話端末の保守

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日

5 納入場所

尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センター新館（令和 7 年 11 月完成予定）

尼崎市若王子 2 丁目 18 番 7 号

6 調達内容

(1) 基本機能

- ① PBX に接続している固定内線電話機及び多機能電話機と今回導入する FMC サービス対応の携帯電話端末間で内線通話が可能であること。なお、PBX は「日立 NETTOWER MX-01V2 (型番：CCUC)」を予定している。
- ② FMC サービス対応の携帯電話端末から PBX に収容されている外線番号で発信できること。
- ③ 音声通話は通信キャリアが提供する音声ネットワークを利用することとし、VoIP などのデータ通信を利用する音声サービスでないこと。
- ④ FMC サービス対応の携帯電話端末へ直接 PBX 収容回線のダイヤルイン着信はしないこととする。

(2) FMC サービス

- ① PBX を経由し、内線番号で下記端末間の呼び出し及び無料通話が可能であること。
 - ア 固定内線電話 ⇔ FMC サービス対応の携帯電話端末
 - イ FMC サービス対応の携帯電話端末 ⇔ FMC サービス対応の携帯電話端末
- ② FMC サービス対応の携帯電話端末より、下記転送機能で内線通話を転送できること。
 - ア 保留転送機能 : 内線通話中の通話を他の内線に転送する機能
 - イ 話中転送機能 : 内線着信先の FMC サービス対応の携帯電話端末が話し中の場合、あらかじめ登録した内線に転送する機能
 - ウ 無条件転送機能 : FMC サービス対応の携帯電話端末への内線着信すべてをあらかじめ登録した内線に転送する機能
 - エ 圏外転送機能 : 内線着信先の FMC サービス対応の携帯電話端末が圏外又は電源 OFF の場合、あらかじめ登録した内線に転送する機能
- ③ FMC サービス対応の携帯電話端末より、PBX 内線へ着信した電話を代理応答できること。
 - ア PBX 内線へ着信 : FMC サービス対応の携帯電話端末より特定番号を押下し通話以降、(2) FMC サービスの①②が利用できること。

(3) FMC サービス構築要件

① 同時通話チャンネル数

FMC サービス対応の携帯電話端末と PBX 経由の同時通話数は 16 チャンネルとすること。

※FMC サービス対応の携帯電話端末と PBX 内線電話及び外線 0 発信で利用する同時通話チャンネル数

同時通話数 PBX 収容：ひかり電話 32ch

FMC 対応携帯電話端末における同時通話チャンネル数：16ch

② 通信機器等

FMC サービスを利用するにあたって、PBX と接続するために必要な通信機器については、同時通信チャンネル数を考慮したものを選定すること。

- ③ FMC サービス対応の携帯電話端末
- ・FMC サービス利用に関する各種設定を行うこと。
 - ・すべての携帯電話端末に MDM を導入すること。

④ 別途工事業者との調整

FMC サービスの構築に必要な設計、施工及び試験は、別途発注する PBX 工事業者と十分協議し、相互に連携して実施すること。

PBX 工事業者については落札後速やかに通知することとする。

電話交換機に増設する基板、及び、工事費用は対象外とする。

※PBX 収容パッケージ・ソフト等入札仕様に適合したものに合わせること。

- ⑤ PBX に接続される FMC 機器（スマートフォンを除く）はインターネットに接続できない構成で構築すること。

(4) 携帯電話端末の調達要件

- ① 同じ OS の携帯電話端末を 164 台調達すること。なお、故障、追加等の場合は原則で
きる限り同じ OS の携帯電話端末を調達するものとする。

- ② 携帯電話端末については、以下スペックの参考品、又は同等以上のものとする。

ア OS：納品時の最新版とすること。

イ 内蔵メモリ：RAM4GB 以上/ROM64GB 以上

ウ 防水：IPX5 以上

エ 防塵：IP6X 以上

オ 通信規格：4G/5G/LTE に対応

カ Wi-Fi：IEEE802.11 n/ac 以上

キ テレビチューナーが内蔵されていない機種であること

・参考品 AQUOS wish4、Arrows We2

- ③ 毎月の基本料金には、以下のものを含むこと。

ア 音声通話容量：

携帯番号 (090/080/070) 発信をした際の通話は、スマートフォン FMC 端末 1 台
当たり無料通話 20 分以上/月とすること。

ただし、本市が契約するスマートフォン FMC 端末間での内線通話は、通話時間の
制限なく、通話料が発生しないこと。

イ データ通信容量：

スマートフォン FMC 端末 1 台当たり 2GB 以上/月の利用ができること。

また、データ使用量は、契約台数内でシェアできること。

- ④ 端末補償及び保守について、以下のとおり対応すること。

- ・サービス契約期間内の端末補償については、紛失・盗難・自然故障・火災による焼失・
水濡れ・その他偶然の事故による対象機器の全損又は一部の破損を補償すること。
- ・交換対応については無償にて提供し、回数制限を設けないこと。ただし、月額料金に
端末補償に係る費用を含めることを妨げるものではない。
- ・交換品は同等品以上の機種とし、初期納品時と同等のキittingをした状態で届け
ること。

- ・端末の紛失及び盗難時に遠隔での端末ロック、初期化、および回線利用中断を 24 時間 365 日対応できるようにすること。

⑤ 携帯電話端末の初期導入において、以下について事前にキッティングすること。

- ア 携帯電話端末の初期設定
- イ 指定の情報（管理番号等）を記載したラベルの携帯電話端末への貼付
- ウ 共有の初期パスコードの設定
- エ その他必要な設定（別途発注者と協議すること。）

⑥ 本業務において以下の事象が発生した場合は年間 50 台を上限に再キッティングすること。

- ア 端末が初期化された場合
- イ 人事異動等により、携帯電話の使用者が変更となった場合
- ウ その他、業務遂行上必要と判断される場合
(但し、PBX 本体の設定変更作業は除外とする。別途発注者と協議すること)

なお、再キッティングに係る作業は、事前に自治体担当者と調整のうえ対応すること。

(5) MDM の調達要件

- ① 調達する携帯電話端末の台数に応じた MDM ライセンスを提供すること。また、本件で調達するライセンスについては携帯電話端末及び電話通信サービスと同じ利用期間にする。
- ② 携帯電話端末の紛失、盗難時において遠隔ロック、ワイプ機能、および対象回線の利用中断・再開が行えること
- ③ 遠隔によるアプリ制限、配信、削除が行えること
- ④ 遠隔による携帯電話端末の監視・管理機能（位置情報確認、携帯電話端末機能の利用制限）を有すること
- ⑤ MDM の構築に必要な初期環境設定を行うこと
- ⑥ MDM 管理者と協議の上、端末キッティング方法の策定及び初期プロファイル等の基本設定を行うこと
- ⑦ 導入時点での組織情報、ユーザー情報を設定すること
- ⑧ 本調達で導入する端末とユーザー情報を紐付けすること
- ⑨ MDM により本市が指定する Web サイトの閲覧を制限できる機能を有すること

(6) 共有電話帳の調達要件

- ① 調達する携帯電話端末の台数に応じた共有電話帳アプリライセンスを提供すること。また、本件で調達するライセンスについては携帯電話端末及び電話通信サービスと同じ利用期間にする。
- ② マルチデバイスから連絡先の情報を検索、表示、登録、修正、削除できること。
- ③ 職員の所属組織をツリー形式で表示する職員電話帳の機能を利用できること。
- ④ 電話帳データは端末の電話帳と同期できること。
- ⑤ 管理者用機能として、電話帳の閲覧権限や共有電話帳フォルダの作成、編集、電話帳データのインポート/エクスポートを利用者や利用者の所属組織ごとに制限できること。また、利用者のログインや実施した操作をログファイルとして出力できること。

- ⑥ 端末からの通話発信時においては携帯電話番号での発信及びプレフィックスを付与した発信など複数の発信方法を選択できること、電話通信サービスによる発信または事前に設定したプレフィックス番号を自動で付与して発信するなどの複数の発信方法を選択できること。
 - ⑦ 端末のローカル電話帳に何も情報の登録が無い状態で着信した際、共有電話帳に電話番号の情報があれば、着信画面に発信元の電話帳情報（会社名と氏名または、所属部署名と氏名）がポップアップで表示されること。
 - ⑧ 共通電話帳管理者は管理画面上にて一括操作ができ、全端末の共通電話帳を更新できること。
 - ⑨ 共通電話帳アプリの構築に必要な初期環境設定を行うこと。
 - ⑩ 共通電話帳管理者と協議のうえ、端末キッティング方法を策定すること。
- (7) その他仕様
- ① 内線番号設定機能
FMC サービス対応の携帯電話端末の内線番号を設定、変更でき、発注者が操作可能であること。
 - ② 外線発信規制機能
 - ・ FMC サービス対応の携帯電話端末の通信事業者から付与される携帯電話番号（090/080/070 から始まる番号）の携帯電話としての発信（外線発信）を規制できること。
 - ・ FMC サービス対応の携帯電話端末から PBX 経由で外線発信（特番+0 発信）を行うことができること。
 - ・ 使用者の不注意によって PBX を経由しない外線発信をできないよう措置を講じること。また、SMS の送信についても同様の措置を講じること。※携帯電話番号での発信規制においてはプレフィックス機能を利用する等の規制は認めない。
 - ③ ダイヤル可能桁数
FMC サービス対応の携帯電話端末からの内線発信及び外線発信に支障がない発信桁数が利用可能なこと。
 - ④ 端末導入時に当局の運用に基づく操作説明及び運用マニュアル策定の支援を行うこと。
 - ⑤ 人事異動などに伴う内線番号の設定変更に対して登録・変更・削除作業を代行すること。

7 災害対策

事業所が兵庫県内に存在し、大規模災害時においては、車載型、可搬型移動無線局等による迅速な通信回復体制を確保すること。

8 施工時の注意

- ① 施工時は発注者と十分に協議を行うこと。

- ② 尼崎市子どもの育ち支援センター新館の開設準備作業を同時期に行っているため、安全に留意すること。

9 保守について

賃貸借期間中の保守については、下記要件を満たすこと。

- ① 破損、故障、紛失及び水没時に所定の手続きを経て速やかに代替品への交換が行える体制を構築すること。
- ② 故障及び紛失時に係る対応方法・体制を明確にすること。
- ③ 受託者が設置・設定した VoIP-GW 等ネットワーク機器等に障害が発生した場合は、受託者は速やかに代替機器を手配する等を行い、運用停止期間を最小限とすること。

10 機密保持

業務遂行上知り得た個人情報及び機密事項については本業務のみに利用するものとし、契約期間中、契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

11 留意事項

- ① 契約期間中に PBX の更新や携帯電話端末の追加（累計 20 台程度まで）を行う場合、発注者の求めに応じ契約変更等の協議を行うこと。契約変更等に際し必要な費用は当初契約の金額をもとに協議する。
- ② 本仕様書に記載されていないもの、又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- ③ 本仕様書に定める構築に必要な初期費用及びランニングコスト（基本仕様料、各種サービス利用料、端末保守料など）のほかに、構築に必要な機器の搬入、設置作業など、本仕様書に定める全ての費用を含めること。ランニングコストについては、最低利用年数を 5 年とし、単位数量を 60 ヶ月とした費用とすること。
- ④ 利用場所において電波環境が悪い場合は、受注者において電波調査を実施すること。またその改善方法について委託者と協議し、提示し実施すること。

以 上